

第3回茅ヶ崎市粗大ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会 会議録

議題	(1) 入札説明書(案)について (2) 要求水準書(案)について (3) 様式集(案)について (4) 落札者決定基準(案)について (5) 特定事業契約(案)について (6) 今後のスケジュールについて
日時	令和4年2月25日(金) 13時00分開会 16時15分閉会
場所	茅ヶ崎市役所 会議室
出席者氏名	委員4名 田邊清秀委員、戸倉裕治委員、橋詰博樹委員、濱田雅巳委員 事務局職員11名 茅ヶ崎市(資源循環課) 林主幹、中村課長補佐、古瀬主査、 小田主査、(環境事業センター) 河内所長補佐、今福主任 寒川町(環境経済部環境課) 中野主査、大場主事 エイト日本技術開発 肥田野、宮内、穴吹
欠席者氏名	なし
資料	第3回茅ヶ崎市粗大ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会 次第 【資料1】 茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運営事業 入札説明書(案) 【資料2】 茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運営事業 要求水準書(案) 【資料3】 茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運営事業 様式集(案) 【資料4】 茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運営事業 落札者決定基準(案) 【資料5】 茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運営事業 基本協定書(案) 【資料6】 茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運営事業 基本契約書(案) 【資料7】 茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設建設工事請負契約書(案) 【資料8】 茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設運営・維持管理業務委託契約書(案) 【資料9】 茅ヶ崎市粗大ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会 スケジュール(案) 【参考資料1】 第2回委員会の各審議事項に対する意見等の概要と回答及び対応 【参考資料2】 落札者選定における評価方法について 【参考資料3】 特定事業契約の構成等
会議の公開・ 非公開	非公開
傍聴者数	—

【1 開会】

(事務局)

本日はご多忙のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。ただいまより、第3回茅ヶ崎市粗大ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会を開催いたします。

【2 議題】

(事務局)

第2回の議事録については、各委員に送付し確認していただき修正したものを開催通知と共にお送りさせていただきました。また、今回は資料が多く委員の皆様には負担をおかけして申し訳ありませんでした。コロナウイルスの感染防止のため、会議中、換気のため窓を開けさせていただくと共に、席の間隔を広めにとらせていただいております。ご不便をおかけしますがご協力お願いいたします。

(橋詰委員長)

事務局より第2回の議事録の確認がありました。修正等ありませんでしょうか。

(委員一同)

ありません。

(橋詰委員長)

それでは、本日の議事録の確認者は名簿順で戸倉委員にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(戸倉委員)

異議ありません。

(橋詰委員長)

ありがとうございます。それでは、これより、議題等に入っていきたいと思います。事務局より説明をお願いします。

(事務局)

まず、本日ですが、大森委員が欠席のため、委員5名中4名のご出席をいただいております。本委員会規則第5条の規定を満たしておりますので、本日の委員会が成立していることをご報告させていただきます。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

(資料の確認)

本日の議題としましては、次第のとおり、「入札説明書(案)について」、「要求水準書(案)について」、「様式集(案)について」、「落札者決定基準(案)について」、「特定事業契約(案)について」「今後のスケジュールについて」の6つとなります。

議案(1)から(4)、資料1から4は第2回でご審議いただいた内容を修正したものと

なっております。配付資料は修正が反映された溶け込み版としていますが、修正箇所がわかるリストとして参考資料1を配付させていただきました。また今回配付は致しませんが、見え消し版は事前にメールでお送りさせていただいたところです。

議案(5)、資料5から8は、今回初めてお出しする契約関係の書類となります。事務局としては、今回は委員の皆様が事業者の提案等を審査する上で重要となる「落札者決定基準」と「特定事業契約」を主たる議題として審議していただければと考えております。よろしくお願いいたします。

(橋詰委員長)

それでは次第に沿って、はじめに議題(1)「入札説明書(案)」について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

「資料1」と「参考資料1」をご覧ください。入札説明書(案)は、前回の委員会でご指摘いただいた点と事務局内で協議した結果の修正事項を反映しております。主に、修正事項の概要の説明とさせていただきます。

「参考資料1、3頁No.9」をご覧ください。濱田委員から物価変動等改定の指標について事前に提案を受ける形とすること、物価変動等改定の指標の基準年度を明確にすること、表現を見直すことの指摘をいただきました。

ご指摘に対し、入札説明書の37、38頁を修正いたしました。物価変動等の指標の改定に関する提案では、Excel様式の第16号-1-1(別紙7)として追加いたしました。また、物価変動の見直しの基準としては、運営開始前年度の7月末までに、提案時の指標からの物価変動を確認し、令和7年度の第1支払期から物価変動を反映することが明確となるように表現を見直しました。

「参考資料1、3頁No.11」をご覧ください。田邊委員から現地見学会の参加対象者や公平性の確保に関するご指摘をいただきました。

ご指摘に対し、現地見学会は入札参加申請前であり、構成企業は定まっていないことも考えられるため、対象者の絞り込みは行わないこととしております。ご指摘に関連し、現地見学会の参加希望者については、見積調査時に提示していた以下の条件を踏まえて、今回も同様の条件を設けることとしました。現地見学会当日の質問は受け付けず、質問がある場合は後日、電子メールにて提出いただきます。

その他、事務局での修正として、入札説明書(案)9頁をご覧ください。

予定価格の項目では、(2)留意事項のウにて、入札価格が入札書比較価格を下回る入札を行った者がいない場合は、再度の入札を行うことを追加しております。また、10頁のオとして、低入札価格調査制度に関する記述を追加しています。

次に40頁、41頁をご覧ください。前回の委員会で、落札者決定基準の審議の中で、地域貢献に関する提案内容の確認と提案内容未達の場合のペナルティを実施する必要があるのではないかとご意見いただきました。それに関連して、市が行うモニタリングの是正勧告

の対象に提案内容の未達（運営管理や地域貢献の提案等を含む。）という表現を追記しました。定期モニタリングにて、提案内容の履行状況を確認し、未達の場合には業務委託料減額の対象とします。なお、設計・建設業務は地元企業と特定建設工事共同企業体を結成することを建設事業者の要件としていることから、落札者決定基準の定量化審査の対象から除いています。詳細は、落札者決定基準及び様式集をご覧ください。

入札説明書（案）についての説明は以上となります。

（橋詰委員長）

ありがとうございました。議題（１）についてご質問等があればお願いいたします。

（濱田委員）

低入札価格調査は事務局が実施し、総合評価値の最も高い提案を行った入札参加者を落札者とせず、他の入札参加者を落札者とすることがあるという表現ですが、調査基準価格を下回った場合、市で調査を行った後に再度委員会が最優秀提案者を選定するのでしょうか。低入札価格調査と委員会の役割分担や手順がわかるような表現としてください。

（事務局）

検討します。

（濱田委員）

別紙２の図を修正いただきましたが、運営・維持管理業務に係る協力企業も追記した方がよいと考えます。

（事務局）

追記いたします。

（濱田委員）

補修費の総額は変更しないということは、補修工事を実施しない場合でもその分を支払うということですか。

（事務局）

適切な維持管理を実施した結果、設備が十分に機能しているため、計画していた補修を実施しない旨の事前の説明があった場合には減額の対象とはしません。

（戸倉委員）

補修計画を変更した場合には各年度の支払額を見直すことができることになっていますが、支払金額の見直しをせずに補修の実施を先送りし、工事費用の支払いをすると課税が増えるのではないですか。

（濱田委員）

他事例では各年度での金額変動を認めていない例もあり、初期の補修は少ないですが後期は補修が多くなります。それでも運営の中で工夫して実施している例がほとんどです。補修計画も計画どおりに進まないこともあります。総額は変わらないという条件としています。事業者としてはその分のリスクも負っているということと考えます。

（橋詰委員長）

ありがとうございました。それでは他になければ次に移ります。

議題（２）「要求水準書（案）」について事務局から説明をお願いします。

（事務局）

「資料２」と「参考資料１」をご覧ください。要求水準書（案）は、前回の委員会でご指摘いただいた点と事務局内で協議した結果の修正事項を反映しております。主に、修正事項の概要の説明とさせていただきます。

「参考資料１、７頁 No. ２８」をご覧ください。工事中の対策について、既設を稼働しながらの工事になるのであれば、工事中の安全対策、車両動線への配慮等に留意すべきというご意見をいただき、要求水準書の３７から３９頁で反映しています。また、落札者決定基準でも全体工事計画の評価項目を追加しています。

「参考資料１、８頁 No. ３４」をご覧ください。見学者対応について、ごみ焼却施設との関連やどのような対応が必要なのか所掌等も書いた方が良いというご意見をいただき、要求水準書の１１５、１１６頁で反映しています。

「参考資料１、８頁 No. ３５」をご覧ください。高速破砕機をバイパスするルートについて、高速破砕機の故障時の対策を目的に設置するのであれば、明確に書いた方が良いというご意見をいただき、要求水準書の８、５０頁で反映しています。また、添付資料４もご指摘を踏まえて修正しています。

「参考資料１、９頁 No. ３６」をご覧ください。備品・物品の管理について、管理方法を具体的に記載した方が良いというご意見をいただき、要求水準書の１０５頁で反映しています。

「参考資料１、１０頁 No. ４１」をご覧ください。省エネルギー対応について、より前段で特筆して記載した方が良いというご意見をいただき、要求水準書の２５、２６頁で環境保全、環境への配慮の項目として反映しています。９２頁では運営・維持管理における環境への配慮を記載しています。

「参考資料１、１０頁 No. ４３」をご覧ください。地元雇用・地元企業活用については、落札者決定基準も含めて運営・維持管理期間のみを対象とし、提案の内容を満たさない可能性があれば、モニタリングによる減額の規定を適用する方法での運用とします。運営・維持管理業務での実施状況は市のモニタリングで確認するものとし、要求水準書の１１７頁の表現を修正しました。

要求水準書（案）についての説明は以上となります。

（橋詰委員長）

ありがとうございました。議題（２）についてご質問等があればお願いいたします。

（濱田委員）

３６頁の運営・維持管理業務開始までの運営は設計・建設業務に記載されていますが、運営・維持管理業務ではなく、試運転の延長のような形式で実施するという点でよいのか。９６頁や契約書との整合に注意して整理してください。

(事務局)

ご指摘を踏まえ、表現を検討します。

(濱田委員)

門扉のやり替えとフェンスの設置はどこの範囲を指しているかわからないため、明確にした方が良くと考えます。また、工事中の仮囲いの範囲がわからないので、明確にした方が良いでしょう。

(事務局)

ご指摘を踏まえ、修正します。

(濱田委員)

動線が複雑になっていますが、この動線が最適という考えで良いですか。

(事務局)

現状と同様の動線を新施設に反映すると現在の動線図となります。一般持ち込みごみの可燃ごみは新設の計量機で計量する必要があるため、施設内を大きく周回し、動線が複雑になってしまっています。造園業等の事業系の持込があり、既設計量棟では料金徴収ができないためこのような動線になっています。

(濱田委員)

83頁にある受入れ対象物の移送用にプラットホームへ進入できる専用シャッターとはどのようなものですか。

(事務局)

コンテナに貯留したごみを外部へ搬出できるようにするためのシャッターです。

(田邊委員)

58頁のプラント用水槽は敷地の制約から地下受水槽としていると思いますが、地上置きでも費用や維持管理上のメリットとデメリットがあるため、事業者側で検討して提案ができるようにした方がよいと考えます。

また、既設への上水は管径50から引き込んでいるのでしょうか。原則は1敷地1引き込みが原則のため、2引き込みを想定しているのか、既設の引き込み管から分岐するのか整理しておいた方がよいと考えます。

(事務局)

上水の引込について、現状は敷地の北東側から管径150で引き込んでいます。敷地内の既存の管を分岐するには土対法の対応が必要なエリアにかかるため難しくなっています。水道局と協議を行い、DBO方式で管理者も異なることから2引き込みは可能と了解がとれており、現場の意見としても分けて引き込みたいということもあり、南側からの新規引き込みとして考えています。

(濱田委員)

過積載を防止するため、バンカに重量計を付けた方がよいと考えます。また、トラックスケールのデータは連動しないこととしていますが、新設するのであれば連動すべきと考え

ます。雨水浸透施設は今回の建設範囲のみを対象とすることでよいのでしょうか。

(事務局)

ご指摘を踏まえ、検討します。また、雨水浸透施設は13頁に記載のとおり敷地全体を対象としますが、敷地全体の雨水の切り回しは今回の事業の対象とはしていません。

(濱田委員)

今回の建設範囲の雨水は貯留浸透施設に引き込むことを書いた方が良いと考えます。

(事務局)

ご指摘を踏まえ、修正します。

(濱田委員)

まちづくり条例の整備について「必要がある」という表現は要求水準書にはそぐわないので見直した方がよいと考えます。

(事務局)

ご指摘を踏まえ、表現を検討します。

(橋詰委員長)

本件事業の基本方針に工事中の事項は記載がないですが、留意事項を記載した方が良いでしょう。

(濱田委員)

他の場所に記載があるため、基本方針に必ずしも記載する必要はないのではないのでしょうか。

(事務局)

基本方針は、整備計画の中で検討したもので、施設として完成した後を想定した書き方となっています。

(橋詰委員長)

地球温暖化対策については書くべきと考えています。追記いただいている部分もありますが、37頁の基本方針や102頁の適正処理に地球温暖化対策や温室効果ガスの抑制といった表現を追加してはどうでしょうか。

(事務局)

基本方針については、整備計画の中で検討したものですので表現は原文通りとさせていただきたいのですが、6頁の(カ)として環境負荷低減、省エネルギーについて記載しています。102頁はご指摘を踏まえて表現を見直します。

(橋詰委員長)

ありがとうございました。それでは他になければ次に移ります。

議題(3)「様式集(案)」について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

「資料3」をご覧ください。前回からの変更点としては、全体工事計画の評価に関する様式、物価変動等の改定に関する様式を追加しています。

様式集（案）についての説明は以上となります。

（橋詰委員長）

ありがとうございました。議題（３）についてご質問等があればお願いいたします。

（濱田委員）

落札者決定基準と関連しますが、様式第１５号-６の運営管理を事業実施体制として、運営管理だけでなく、工事体制を含めて事業全体の役割を提案させているように項目を変更し、審査の視点として、全体組織、設計・建設業務、運営・維持管理業務それぞれを提案いただくような形としてはどうでしょうか。加えて、職員の教育体制についても提案いただくと良いと考えます。また、項目として、様式１６号の事業計画に移動してはどうでしょうか。

（事務局）

ご指摘を踏まえ、検討します。

（濱田委員）

建設工事での地元貢献は、市内２社を含んだＪＶを建設事業者とすることを参加要件としており、既に地元への貢献度が高いため、ペナルティの対象とはしないという説明でしたが、提案だけをさせる方法もあると思います。今回は、運営の提案だけを求めることでよいのですか。

（事務局）

ご理解のとおりです。

（濱田委員）

様式１６号-３-１で地元雇用の対象としているのは施設の運転員として雇用している人という理解で良いでしょうか。運営開始後から数年単位で、地元雇用に段階的に増やしていくような提案が想定されます。清掃や植栽管理の委託は雇用ではなく発注金額のみ計上し、雇用と委託費それぞれを評価するという理解で良いですか。ペナルティの対象とするのであれば、提案内容が明確になるような様式とする必要があります。

（事務局）

地元貢献の様式に各年度の雇用人数や発注金額がわかるような表を追加します。

（濱田委員）

安定稼働対策の項目に必要であれば塩害対策を入れてはどうでしょうか。要求水準書では詳細な記載がないため、必要であれば評価項目とすることで事業者に提案いただいているのでしょうか。

（事務局）

ご指摘を踏まえ、検討します。

（戸倉委員）

人件費や委託費について、詳細な提案は求めるのでしょうか。

（事務局）

第１６号-１-１別紙５で固定費の内訳、第１６号-１-１別紙２では変動費の内訳を記載

することになっています。これらの様式で費用の内訳を確認します。

(橋詰委員長)

ありがとうございました。それでは他になければ次に移ります。

議題(4)「落札者決定基準(案)」について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

「資料4」と「参考資料1」をご覧ください。落札者決定基準(案)は、前回の委員会でご指摘いただいた点と事務局内で協議した結果の修正事項を反映しております。主に、修正事項の概要の説明とさせていただきます。

「参考資料1、28頁No.119」をご覧ください。総合評価が同点の場合は今回の旨から技術点を重視すべきと考えるというご意見をいただき、市内部で検討した結果、規定等は無いため、事務局案としては事例が多い「くじ引き」を考えています。

「参考資料1、29頁No.120」をご覧ください。最優秀提案者が辞退した場合は、どのような扱いになるのかとご質問をいただきました。入札説明書では、事業者が辞退した場合の規定はありません。地方自治法施行令の規定では、落札者が契約を締結しないことで随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うこととし、入札の条件を変更することができないこととなっていますので、最優秀提案者が辞退した場合は、次点の事業者と交渉し、合意に至れば契約を締結することとなります。

「参考資料1、29頁No.121、122」をご覧ください。基礎審査の実施方法について質問をいただきました。要求水準書を満たしていない可能性があるような疑義が生じる事項があれば、即座に失格とするのではなく、基礎審査にて内容を確認することを考えています。また、疑義等があった場合は基礎審査にて確認する可能性があることを4頁に追記しました。

審査項目については皆様からいただいた意見を基に、No.1全体工事計画として評価項目を追加し、配点は4点としています。配点の見直しとして、No.6資源物等回収を3点から2点、No.10デザイン及び景観を3点から2点、地域貢献を4点から3点、No.19自由提案を3点から2点に変更し、合計4点分を減点しています。項目数としては18項目から19項目となっています。

落札者決定基準(案)についての説明は以上となります。

(橋詰委員長)

ありがとうございました。議題(4)についてご質問等があればお願いいたします。

(濱田委員)

再入札があるならば、落札者決定基準にも記載した方がよいのではないのでしょうか。複数再入札するのであれば、それに応じた様式とすべきと考えます。

(事務局)

再入札の回数を含めて検討中のため、今後記載する予定です。落札者決定基準の表現を含めて見直します。また、低入札価格調査についても事務局内で検討中のため、今後修正する

予定です。

(濱田委員)

今回は、予定価格を公表しないため、不調を避けるための再入札だと思いますが、DBO方式での総合評価一般競争入札では、再入札を可とした事例は把握していませんが、再入札は問題ないのでしょうか。

(事務局)

提案書と提案書の金額が紐づいているため、大多数の事例では入札の金額を超えると失格としています。今回は、設計・建設業務と運営・維持管理業務それぞれに上限を設けており、入札の不調に関しては難しい条件となっているため、再入札を可としています。

(濱田委員)

事業計画に関する事項が評価項目の初めとなる構成が良いと考えます。

(事務局)

ご指摘を踏まえ、検討します。

(橋詰委員長)

総合評定点が同点の場合の選定方法について、事務局案はくじ引きですが、要求水準書の基本方針を見ると7つの方針のうち、経済性に関しては項目が1つあります。経済性と技術評価を同様に評価することで良いのでしょうか。

(事務局)

事務局にて事例調査を実施しましたので、内容をご紹介します。平成28年度以降に入札公告の事例39件を調査したところ、くじ引きの事例が20件、入札価格が低い方を優先している事例が5件、技術評価が高い方を優先している事例が12件となっています。そのため、くじ引きとしている事例が最も多くなっています。市では規定がないため、事例の多いくじ引きを事務局案としましたが、委員会でのご審議で決定いただければと思います。

(濱田委員)

総合評価とする理由としては、安価で質の悪い提案を避けるということがあります。技術点の高い提案を優先することは、そういう意味では説明がつくと思います。

一方で、性能発注であり、技術的に問題ないのであれば、安価な方を選ぶという選択もあると思います。委員としては、価格点は入札で自動的に決まる点数であり、技術評価が委員会の主な役割であるため、技術点を優先いただく方が良いと考えます。

(田邊委員)

委員会としては技術評価が主になるため、技術点を優先することでよいと考えます。

(戸倉委員)

安価で質の悪い提案は避けていただきたいですが、くじ引きとするか技術点を優先するかどちらかが良いと考えます。

(橋詰委員長)

委員会としては、技術点を優先していただきたいと考えますが、よろしいでしょうか。
(委員一同)

異議ありません。

(橋詰委員長)

それでは、本委員会としては、総合評価値が同点となった場合には、技術点の高い入札参加者を最優秀提案者として選定することとします。

(事務局)

承知しました。

(橋詰委員長)

ありがとうございました。それでは他になければ次に移ります。

議題（５）「特定事業契約（案）」について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

「参考資料３ 特定事業契約の構成等」をご覧ください。

個別の協定書、契約書は細かな内容となりますので、まずは特定事業契約の構成等ということで、契約全体の概要について説明させていただきます。

DBO事業契約の特徴をご覧ください。DBO方式では、建設工事請負契約と運営・維持管理業務委託契約を締結しますが、それぞれの契約の相手方が異なり、建設工事請負契約では建設事業者との契約、運営・維持管理業務委託契約では運営事業者との契約となります。そのため、それぞれの契約を１つにまとめるための上位契約として、基本契約を締結し、基本契約で建設工事請負契約と運営・維持管理業務委託契約は不可分一体なものとして位置づけ、３つの契約をまとめて特定事業契約としています。

基本協定は、市と落札者である構成企業全体が契約当事者となります。基本協定の内容としては、特定事業契約の締結へ向けて運営事業者の設立を行うこと、特定事業契約締結に向けて双方誠実に対応すること等が規定されています。運営事業者が設立された後、特定事業契約を締結します。特定事業契約は、建設工事請負契約を含むため、仮契約となり、建設工事請負契約が茅ヶ崎市議会の議決を得た日に本契約として成立することとなります。

基本契約の契約当事者は、市と構成員、協力企業、運営事業者となります。基本契約の内容としては、建設事業者、運営事業者と市とのトラブル、故障発生時の対応に関する協議、受注者間の調整、運営事業者の株式の譲渡制限等が規定されています。

建設工事請負契約の契約当事者は市と建設事業者となります。建設工事請負契約の内容としては、本件施設の設計・建設に係る事項となります。契約約款は茅ヶ崎市の建設工事請負契約約款を基に、設計に係る条文や性能発注に係る条文等を追加しています。

運営・維持管理業務委託契約の当事者は市と運営事業者となります。運営・維持管理業務委託契約の内容としては、本件施設の運営に係る事項となります。

次に「資料６ 基本契約書（案）」をご覧ください。契約書の下から２段落目のなお書きの部分では、茅ヶ崎市議会の議決を得た日に本契約として成立することが記載されていま

す。他の契約書も同様の記載となっております。また、3頁の第8条第1項では建設工事請負契約、4頁の第2項では運営・維持管理業務委託契約それぞれを基本契約の締結日付で締結することが規定されています。

次に「資料7 建設工事請負契約書（案）」をご覧ください。目次をご覧ください。茅ヶ崎市の建設工事請負契約約款を基に、設計に係る条項や性能発注に係る条項等を追加しています。例えば、第3条の2 本設計では本件事業は設計を含んだ発注であるため設計の条項を追加しています。また、第45条の2 性能保証責任では、性能発注であるために、検査を実施し、要求する性能を有することを保証するという条項を追加しています。

このように、本件事業で追加する必要がある条項を追加していますが、茅ヶ崎市の建設工事請負契約約款の条番号にずれが生じないように、第3条の2のように、必要な条項を差し込む形にしております。

次に「資料8 運営・維持管理業務委託契約書（案）」をご覧ください。目次をご覧ください。第1章から第9章までで構成されており、第1章は総則として契約全般にかかわる事項や業務実施体制に関する条文となっております。第2章は運営・維持管理業務ということで要求水準書に基づいて、本件事業の運営・維持管理業務で実施する事項に関する条文となっております。第3章はモニタリング、第4章では業務委託料の支払に関する条文ですが、業務委託料の支払については別紙1、モニタリングについては別紙2があり、具体的な方法は別紙に記載します。別紙は入札説明書を転記する形となります。また、事業者が加入する保険に関する提案として別紙4を添付しています。市では、既設でも加入している建物総合損害共済に加入予定ですが、それ以外の保険は事業者提案いただくこととなります。

特定事業契約（案）についての説明は以上となります。

（橋詰委員長）

ありがとうございました。議題（5）についてご質問等があればお願いいたします。

（濱田委員）

要求水準書36頁に運営・維持管理業務開始までの運営とあります。また、基本契約書第10条に運営・維持管理期間の始期を変更できるとあり、建設工事請負契約書第32条の2には試運転の規定があります。設計・建設期間の終期から運営・維持管理業務の始期までの期間は試運転として施設の運転を継続することで良いのでしょうか。

（事務局）

その点をどのように契約書に落とし込むかは現在検討中ですが、債務負担行為は令和7年度からとなるため、運営・維持管理期間を前倒しは考えていません。基本契約書第10条で想定しているのは、工期短縮等で運営開始が早まる場合を想定した条文となります。完了検査を完成届の提出から2週間以内に実施することから工期は令和7年3月15日まで、運営開始は令和7年4月1日となっており、その間の運転を実施することを要求水準書に記載しています。

（濱田委員）

工期を3月15日にすることで書類に齟齬が生じるのであれば、工期内検査とすることでよいのではないのでしょうか。

(事務局)

ご指摘を踏まえ、検討します。

(濱田委員)

契約書の条文は落札者との契約協議で変わることがあるのでしょうか。条文は変更せず、事業者提案によって追加の書き込みが必要な部分を追加する程度の変更でしょうか。

(事務局)

ご理解のとおりです。基本的に条文を変更することはありません。解釈の仕方等については別の書類で事業者と整理します。

(橋詰委員長)

建設工事請負契約書では新型コロナウイルス感染症の影響に対応できる条文があるのでしょうか。

(事務局)

新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応については国から文書が出ています。工事の遅延や一時中止について事業者から申し出がある場合は、対応することになります。第20条「工事の中止」では受注者の責めに帰すことができない事由ということで工事の一時中止について変更を行います。他には第22条「受注者の請求による履行期間の延長」においても履行期間の延長について同様に対応します。

(濱田委員)

費用の変更はするのでしょうか。

(事務局)

費用の変更を含めて協議します。

(橋詰委員長)

運営・維持管理業務委託契約書第47条第4項では実施主体が受託者であることを明記した方が良いと考えます。

(事務局)

ご指摘を踏まえ、修正します。

(濱田委員)

要求水準書97頁の運営終了時の予備品、消耗品は6か月分ではなく、竣工時と同様の数量とした方が良いと考えます。

(事務局)

ご指摘を踏まえ、修正します。

(戸倉委員)

基本契約書第7条2項1号オでは監査役及び会計監査人の設置は任意としているため、監査報告書を提出することになっていますが、任意監査で良いということでしょうか。

(事務局)

ご理解の通りです。

(橋詰委員長)

ありがとうございました。それでは他になければ次に移ります。

議題（６）「今後のスケジュール」について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

実施方針の公表を１月に実施しています。また、第２回委員会で審議いただいた特定事業の選定を３月に公表する予定としています。

第４回以降の選定委員会は、提案書審査となります。４月の入札公告以降で、事務局で入札書及び技術提案書の受付以降の開催を予定しているため、いずれも８月としていますが、なるべく早い時点で日程調整のご連絡をさせていただきたいと思っております。

(橋詰委員長)

ありがとうございました。議題（６）についてご質問等があればお願いいたします。

【３ その他】

(橋詰委員長)

本日の議事については、以上となりますが、その他について、委員の皆様何かありますでしょうか。

(戸倉委員)

提案書の評価方法についての説明はあるのでしょうか。

(事務局)

第４回委員会の中で意見交換を実施予定ですので、仮採点をして、その中で各委員がどのような観点で評価しているか協議いただければと思います。

(事務局)

本日、ご審議いただきました内容につきまして、委員の皆様から様々なご意見をいただきました。

事務局側でも契約部局や現場との調整の中で、入札説明書等を修正させていただくことがありますので、ご了承ください。

今回の審議事項を反映した入札説明書等に基づいて、４月に入札公告を行います。入札公告まで委員会の開催がないため、今回審議内容の修正につきましては、事務局で修正し委員長に確認いただき、必要に応じて各委員に確認するような形でお願いできないでしょうか。最終版については委員の皆様へ送付させていただきます。

(橋詰委員長)

事務局から本日の審議事項の反映方法についてご提案がありました。修正箇所については委員長預かりとさせていただき、必要に応じて委員に確認を取り、最終版を委員へ送付確認という方法でいかがでしょうか。

(委員一同)

異議ありません。

(事務局)

次回第4回の選定委員会は、8月に実施予定です。時期については、ご連絡の上調整させていただきたいと思います。以上を持ちまして、「第3回茅ヶ崎市粗大ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会」を閉会いたします。

委員長 橋詰 博樹

委員 戸倉 裕治